

# 哲 學 研 究

第 二 十 一 卷 第 五 冊

第 二 百 四 十 二 號

昭 和 十 一 年 五 月 一 日 發 行

(大正五年四月六日第三種郵便物認可) 昭和十一年四月廿五日印刷納本(毎月一回一日發行)

地 域 的 社 會 圈 と し て の 故 郷 と 郷 土 (承 前)

..... 文 學 士 臼 井 二 尚

正 理 學 派 に 於 け る 量 論

—— 現 量 と 比 量 ——

..... 文 學 士 松 尾 義 海



京 都 帝 國 大 學 文 學 部 內

京 都 哲 學 會

## 京都哲學會規則

- 第一條 本會ヲ京都哲學會ト稱ス
- 第二條 本會ハ廣義ニ於ケル哲學ノ研究及其普及ヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達センガ爲メ左ノ事業ヲ行フ
- 一、毎月一回研究會ヲ開ク
  - 一、毎年公開講演會ヲ開ク
  - 一、毎月一回雜誌『哲學研究』ヲ發行ス
- 第四條 本會事務所ヲ京都帝國大學文學部内ニ置ク
- 第五條 本會ノ事業ヲ經營スル爲メニ左ノ役員ヲ置ク
- 一、委員(若干名)京都帝國大學文學部哲學科教官及委員會ニ於テ推薦シタル者ヲ以テ之ニ充ツ
  - 一、書記(一名)委員會ニ於テ囑託ス
- 第六條 本會ノ趣旨ニ賛同スル者ハ何人ニテモ會員タルコトヲ得
- 學校、圖書館、教育會、其他ノ團體ハ其團體ノ名ヲ以テ入會スルコトヲ得
- 第七條 會員ハ會費トシテ年四圓四拾錢、前後二期ニ分チテ前納スベキモノトス
- 第八條 會員ハ本會ノ諸種ノ會合ニ出席スルコトヲ得、且ツ雜誌『哲學研究』ノ配付ヲ受ク
- 第九條 本會規則ノ改正變更ハ委員會ノ決議ニ依ル

## 京都哲學會役員

### 委員

文學博士															
天野	岩井	植田	白井	小島	木村	九鬼	田邊	中井	西谷	野上	羽溪	波多野	服部	本田	山内
貞祐	二郎	壽藏	二尚	祐馬	素衛	周造	元	正一	啓治	俊夫	了諦	精一	英次郎	義英	得立

# 前 號 目 次

地域的社會圈としての故郷と郷土（承前）……………文學士 白井二尙

アリストテレスに於ける認識論的思想の發展……………商學士 藤井義夫

シエリングの藝術哲學……………文學士 松下武雄



# 西哲叢書

田邊元 監修

## 刊行の辭

哲學は時代の良心である。過去の傳統を負ひこれを媒介としながら却つて傳統を超えた絶對の立場から當代の文化の當に行くべき方向を批判し自覺せんとするものである。歴史的にして同時に永遠なる精神の自覺のみ始めて能く哲學を成立せしめる。それ故哲學は、一方に於ては歴史社會に屬しながら他方に於て之を超出した個人——「哲學者」を俟たねばならぬ。哲學の教養には、哲學思想の時代的發展を叙する哲學史のみでは全きを得ず、必ず夫々の哲學體系として發展の内に完成を示す個々の哲學者のモノグラフィ——を缺くことが出来ない所以である。本叢書の企圖するところは即ち此缺を補はんとするにある。これによつて過去の先哲の思想は現代のものとなり、現代に哲學する人々の感激の源泉となり生ける指導となるであらう。思想の必要なこと今日の如く甚しきはない。かくの如き時代に於てなほ理性の光明を喪はざらんと欲する人々の伴侶たらんこと、これ本叢書の使命である。

## 第一期刊行

ヘーゲル	高山岩男著
フツセル	下程勇吉著
スピノザ	篁 實著
ソクラテス	後藤孝弟著
シェリング	勝田守一著
プラト	長澤信壽著
ベンケルマン	井島 勉著
シュライエルマツヘル	渡邊泰三著

全三十二冊 自由分賣

價 各一・三〇 税 各一・四  
 四六クロス 二五〇頁—三〇〇頁  
 各册コロタイプ版口繪肖像畫

(大正五年四月六日)昭和十一年四月廿五日印刷納本(毎月一回)  
 (三種郵便物認可)昭和十一年五月一日發行(一日發行)

哲學研究 第二百四十二號 定價金四拾錢

# 弘文堂



東京都丸太町一丁目 振替大坂一〇七五  
 東京都神田區駿河臺 振替東京三五〇九

郵税金登録